

#### 4 山瀬漁調指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、立縄釣り漁業の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年12月12日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 森友信

#### 1 指示する内容

##### (1) 漁業の禁止

立縄釣り漁業は、営んではならない。

##### (2) 制限する海域

山口県瀬戸内海海区

#### 2 指示の有効期間

令和5年1月1日から令和7年12月31日まで